

第332回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和4年9月12日(月) 13時30分～14時16分

2 場 所 県庁2階 講堂

3 出席者

会 長 國 方 敬 司

会長代理 島 軒 治 夫

委 員 鈴木 春 男 大 場 一 昭 高 橋 光 明

五十嵐 秀 樹 鈴 木 正 今 野 亘

山 口 芳 彦

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会 参 事 桂 和 彦

山形県農林水産部水産振興課 課 長 補 佐 板 本 健 児
(水産業成長産業化)

山形県内水面水産研究所 所 長 本 登 渉

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 課 長 加賀山 祐

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局 事 務 局 長 佐 藤 年 彦

” ” 事 務 局 次 長 小 佐 野 利 彦

” ” 書 記 渡 邊 洋 子

” ” 書 記 伊 澤 幸 太 郎

” ” 書 記 工 藤 充 弘

6 開会・会長あいさつ

事務局次長 (小佐野補佐)	ただいまから、第332回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 本日は、津藤委員を除く9名の委員の出席をいただいております。「山形県内水面漁場管理委員会規程」第7条に定める定足数を満たしていることを報告します。 それではまず、國方会長からごあいさつをいただきたいと思います。
会長	本日はお忙しい中、第332回山形県内水面漁業管理委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 県内では、8月3日からの大雨により、特に置賜地域を中心に、各地で人的・物的な被害が発生してしまいました。一日も早く、日常の生活が回復で

	<p>きることを願っています。</p> <p>内陸部では氾濫が発生した河川もあり、釣りが出来ない状況が続いていると聞き及んでいます。</p> <p>漁協の施設等には特別な被害は無かったと聞いていますが、国道等交通網に影響もあり、県外からの遊漁者が減少しているようです。河川の増水や落水等も引き続いて発生していて、釣果に影響が出ているようです。</p> <p>早く元の清流に戻り、釣り客が戻ることを願っています。</p> <p>さて、本日の委員会ですが、第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可など2議案について審議を行う予定です。</p> <p>議事進行に、ご協力の程よろしく申し上げます。</p>
7 議事録署名委員の選出	
議長	では次第に従いまして、私から議事録署名委員を指名させていただいてもよろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
議長	それでは、第332回委員会の議事録署名委員は、大場委員と鈴木正委員にお願いします。
8 報告事項	
	【報告事項1】
議長	<p>次第の「3 報告事項」です。</p> <p>報告事項1は「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案行動結果について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p style="background-color: #FFFF00;">《資料に基づき説明》</p> <p>令和4年度全国内水連漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案行動結果について、全内漁管連より通知ありましたので、報告します。</p> <p>資料は1ページからです。</p> <p>令和4年度の提案項目は、6月15日に書面により開催された全内漁管連通常総会において決議されたものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、提案行動につきましても、今年度は書面にて実施となりました。7月11日付けで関係省庁への提案行動を実施したとのことでした。</p> <p>提案項目は例年同様であり、「外来魚対策について」、「魚病対策について」、「鳥類による食害対策について」、「河川湖沼環境の保全及び啓発について」、「放射性物質による汚染対策について」、「ウナギの資源回復について」、「内水面漁場管理委員会制度の堅持について」の7項目です。</p>

	<p>提案した内容に対し、農林水産省、水産庁、環境省、国土交通省、文部科学省などからの回答がありました。ここでは説明を省略します。御一読いただき、第1号議案「令和5年度全内漁管連による中央省庁への提案項目について」の参考にしていただければと思います。</p> <p>この提案行動結果につきましては、県庁の関係各課に情報提供します。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項2】</p>
議長	<p>報告事項2は「コイの放流承認について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>コイの放流に係る会長専決処分について、報告します。</p> <p>資料21ページをご覧ください。</p> <p>内水面漁場管理委員会では、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、令和4年3月29日付け山形県公報に登載した委員会指示の通り、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面におけるコイの放流を禁止しているところですが、内水面漁場管理委員会が承認した場合は除かれることとされておりまして。</p> <p>この7月に、金山町長からコイの放流の承認申請がありました。</p> <p>申請のあった放流については、①放流場所は人工構造物等により指定水域からコイの侵入が困難であること、②放流水域に既に生息しているコイについて、これまでコイヘルペスウイルス病が発生していないこと、③放流するコイは種苗の由来や経歴、飼育記録からコイヘルペスウイルス病の感染履歴がないと考えられ、かつLAMP法による検査で陰性であること、の確認ができております。</p> <p>また、申請のあった箇所への放流承認申請は、今回が初めてであることから、慎重を期すため、事務局職員2名が、基準を満たす場所であることを現地で調査の上、確認しています。また、この池の排水が到達する金山川に漁業権を有する最上漁協から、今回の放流については承認を受けています。</p> <p>資料22ページをお開きください。</p> <p>以上の点を総合的に考慮した上で、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条第1項及び平成16年6月7日施行の「内水面漁場管理委員会の権限に属する事項のうち会長において専決処分することができるものの指定」により、</p>

	<p>会長の専決処分として、資料22ページのとおり放流を承認しています。</p> <p>以上、コイの放流承認に係る専決処分について、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条第2項の規定による委員会へ報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項3】</p>
議長	<p>報告事項3は「内水面漁場計画（素案）について」です。水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課 (渡邊主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>令和5年度に共同漁業権及び区画漁業権の免許切替えを迎えるにあたり、県では内水面漁場計画の作成手続きを進めており、その進捗状況について報告させていただきます。</p> <p>資料は、23、24 ページと、A3版の資料になります。</p> <p>資料の23 ページをご覧ください。知事は、その管轄に属する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされています。共同漁業権の免許の存続期間は10年間、区画漁業権の免許の存続期間は5年間となっていますが、漁業権の内容を定める内水面漁場計画は、5年ごとに作成の手続きを行います。</p> <p>なお、内水面漁場計画には、共同漁業権の内容と区画漁業権の内容を定めることとなりますが、共同漁業権について先に計画に定め、その後に区画漁業権について計画に追加をするという流れで手続きを行いたいと考えております。</p> <p>内水面漁場計画作成のスケジュールですが、令和3年度に各内水面漁業協同組合より漁業権行使状況実態調査として、報告書を提出してもらいました。その報告書の内容も踏まえ、令和4年7月から8月にかけて、各内水面漁業協同組合より聴き取り調査を行い、現在、聴き取り調査後の検討、課題の整理等を行っている段階です。</p> <p>今後は、9月から10月にかけて関係者・関係機関との事前調整を行い、内水面漁場計画（素案）を作成します。</p> <p>改正後の漁業法において、漁場計画の作成の手続きが規定されており、漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第1項により、利害関係人の意見聴取を行います。10月から11月にかけて、パブリック・コメントを実施する予定です。寄せられた意見について検討をし、内水面漁場計画（案）を作成し、12月の委員会で諮問をします。</p> <p>委員会は、内水面漁場計画（案）の諮問に対し意見を述べる際には、公聴会を開き、当該内水面において漁業を営む者その他の利害関係人の意見を聴かなければなりません。公聴会は、令和5年1月に庄内・最上・置賜・村山の4地区での開催を考えております。後日、委員の皆さまの日程調整をさせ</p>

ていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年3月の委員会で、内水面漁場計画（案）に係る答申をいただき、内水面漁場計画の作成・公示を行います。

資料には、内水面漁場計画作成までのスケジュールを記載していますが、この後、4月以降に各内水面漁協から免許の申請があり、令和5年度に審査等を行い、令和6年1月1日に免許の切替えを迎えることとなります。

続きまして、内水面漁場計画（素案）の検討状況についてご説明します。24ページに主な検討項目を、A3の資料には赤字で免許ごとの検討事項を記載しています。

漁業権の免許を希望しないものとして、内共第14号（最北中部漁協）の山屋堤があります。ここは、近くの学校が立入りを禁止していることから、子どもたちが釣りに行くことはなく、また沼の管理者もフェンス等の設置により、釣り人が立ち入らないとのことから、漁業権の免許を希望しないとのことです。

内共第5号（最上川第一漁協）の馬神沼は、こいとふなが漁業権に設定されています。こい・ふなを放流してもブラックバスに食べられてしまうという状況もあり、漁業権を引き続き設定するか、組合で検討中です。

内共第12号（小国川漁協）の舟形字十二河原地内にある溜池（舟形沼）ですが、こい、ふな、うなぎが漁業権に設定されており、こいはKHVのため放流していない状況です。漁業権の免許の更新を希望するか、免許の更新をしないか、組合で検討中です。

次に、漁業の名称（漁業権の対象となる魚種）ですが、採捕者がほとんどいない魚種や増殖を行わない魚種について、削除を検討しています。こい、ふな、うなぎ、にじます、やつめうなぎなど、削除を検討している漁協があります。魚種の追加では、内共第23号、第24号、第25号（温海町内水面漁協）で、もくずがにを追加する予定です。これまでも放流を行ってきており、今回の免許切替えを機に追加するものです。

それから、増殖を行っていない魚種ということで、いわなやかじかなど、禁漁区域の設定などの取組みはしているものの、積極的人為手段を行っていないものについては、産卵床の造成などの増殖方法を検討してもらっています。

次に、漁場の区域については、特にトラブルになっている区域はありませんが、隣接する漁協との漁場の境界や、標柱の位置など、不明確なところについて確認を行っています。内共第13号（最北中部漁協）と内共第15号（最上漁協）の最上川と泉田川における境界が不明確となっていることから、確認の作業等を行っています。また、内共第18号（赤川漁協）の「小沢川」について、不明確な点があることから、こちらも確認を行っています。さらに、内共第20号（月光川養漁協）の区域において、国有林界に設置した漁業標柱の位置を確認しています。

河口部の漁場区域について、これまでは「河口から上流の…川」という表現だったところを、内水面と海面との境界線を明確にできる箇所は、緯度経度により表記します。内共第20号の月光川河口について緯度経度表記により明確化することを検討中です。なお、最上川河口についても、境界線を明確にできないか関係者と協議中です。

	以上が、現在の検討状況になります。
議長	ただいま、水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようでしたら、次に移ります。
議長	【報告事項4】 報告事項4は「海区漁場計画（素案）のパブリック・コメントについて」です。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課 （渡邊主査）	《資料に基づき説明》 先ほど、報告事項3で、内水面漁場計画（素案）について説明をさせていただきました。海面の漁業権につきましても、令和5年度の漁業権の免許切替えに向けて、海区漁場計画の作成を進めているところです。 海面の共同漁業権は、免許の予定年月日が令和5年9月1日ということで内水面の漁業権よりも早いため、海区漁場計画の作成手続も内水面よりも先に進んでいるところです。 海区漁場計画につきましては、漁業者からの聴き取り調査や関係者との事前調整を行い、海区漁場計画（素案）を作成し、令和4年8月23日からパブリック・コメントを実施し、利害関係人の意見聴取を行っています。意見の募集期間は、9月20日までとしています。 内水面と関係のある事項としては、資料28ページの海共第2号の漁場の区域において、河口部分の表記の仕方を一部現行の表記から変更しています。漁場の区域については、現行の漁業権の内容では、各点を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域という表現をしていましたが、最大高潮時海岸線に河口の部分が含まれるため、月光川河口については、海面と内水面の境界線を明確にして緯度経度を明記した表現にしております。また、先ほどの報告でも申し上げました通り、最上川の河口についても海面と内水面の境界を明確にできないか関係者と調整をしているところです。 また、現行の漁業権の内容からの変更点として、海共第2号、第3号、第4号において、さけ刺し網漁業を新設しています。これまでも、刺し網漁業でさけをとっていましたが、たい・こだい刺し網漁業の混獲という扱いになっていました。刺し網漁業でさけを採捕している実態に合わせて新設するもので、漁業の実態としてはこれまでと変わらないものと考えています。
議長	ただいま水産振興課から説明ありましたことについて、御意見、御質問等ありませんか。
	(質疑なし)
議長	ないようですので、次に移ります。
	【報告事項5】

議長	報告事項5「その他」です。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課 (工藤主査)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>県内におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況について御報告させていただきます。</p> <p>資料「コイヘルペスウイルス病に注意」をご覧ください。</p> <p>今年度の発生状況を、9月6日現在で掲載しております。</p> <p>7月の委員会では5月から7月にかけて3件の発生を報告していましたが、その後、白鷹町、川西町で発生しております。</p> <p>いずれの事案に対しても、処分要請を行っているところですが、7月に鶴岡市で発生したものについては、飼育者が応じないため、排水の停止とコイの移動自粛を指導したところです。</p> <p>全国で見ますと、8月末までの時点で10件発生し、このうち4件が本県での発生となっています。</p>
議長	ただいま、水産振興課から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。
会長	県民の方へのコイヘルペスウイルス病の発生についての周知方法はどのようなになっていますか。
水産振興課 (工藤主査)	個人池での発生の場合、ホームページでの公表のみとなっています。
会長	ホームページだけでは、見ない方もいるかと思しますので、県の広報誌等での注意喚起も検討するなど、周知方法を検討してみてください。
議長	他にはございませんでしょうか。
島軒会長代理	一般河川においても、KHVを発症したコイをみつけた場合、回収に協力するように釣り人に周知するとよいかと思います。
議長	他にはいかがでしょうか。
議長	ないようですので、次に移ります。
9 議事	
	【第1号議案】
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第1号議案として、「令和5年度 全国内水面漁場管理委員会連合会による中央省庁への提案項目について」(協議)を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>資料36ページをご覧ください。</p>

(渡邊書記)	<p>東日本ブロック協議会までのスケジュールと進め方について、事務局案を説明します。</p> <p>全内漁管連による中央省庁への提案活動は毎年実施しているものですが、まず、全内漁管連の漁場管理対策検討会が作成した素案に対して、各県の内水面漁場管理委員会が意見を出し、各地区のブロック協議会で諮ることになります。</p> <p>例年ですと、8月下旬頃に全内漁管連事務局から素案が送付されているのですが、今年度は新型コロナウイルスへ感染症への対応などにより昨年度と同様に会議の日程が遅れており、素案の送付も遅れております。</p> <p>全内漁管連事務局より素案が送付されましたら、委員の皆様へ意見照会の文書を送付させていただきます。意見の回答とりまとめは、東日本ブロック協議会の方の締め切りにあわせてとなりますので、9月下旬かもう少し後になるかと思えます。回答期限までが短くなってしまいかもかもしれませんが、案に対する御意見や追加項目の要望があればお願いします。</p> <p>本来は、依頼から期間をおいて再び委員会を招集し、御意見を集約、調整すべきところですが、その暇がないため、委員各位から御意見がありましたら、会長と事務局とで調整し、山形県内水面漁場管理委員会の意見として、東日本ブロック協議会へ提出したいと思えます。</p> <p>なお、東日本ブロック協議会について、資料では開催方法未定となっておりますが、先日幹事県の福島県事務局より連絡があり、今年度も書面での開催に決定となりました。</p> <p>委員の皆様にご意見を照会する提案項目の予定としまして、これまでの提案項目を記載しております。</p> <p>外来魚対策について、魚病対策について、鳥類による食害対策について、河川湖沼環境の保全及び啓発について、放射性物質による汚染対策について、ウナギの資源回復について、内水面漁場管理委員会制度について、の7項目となっております。令和4年度の提案項目及び中央省庁からの回答について、報告事項1の資料のとおりですので、令和5年度の提案項目を検討する際の参考にしてください。</p> <p>また、提案項目に係るアンケート調査については、漁協等に照会し事務局で作成したいと考えております。</p> <p>このような形で進めてよろしいか、御協議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問はありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>毎年、要望のうち一つでも実現すると良いと思いますが、なかなか思うようにいかないのが、残念なところです。</p>
議長	<p>それでは、採決に入りたいと思えます。 第1号議案について、事務局案のとおり進めることとしてよろしいですか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

議長	異議なしと認め、事務局案のとおり進めることとします。
議長	次に移ります。
	【第2号議案】
議長	<p>第2号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について」（諮問）を議題に供します。</p> <p>これは、丹生川漁協に係るものです。</p> <p>本議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>資料39ページをご覧ください。</p> <p>丹生川漁協から遊漁規則の変更認可の申請がありましたが、この申請内容が漁業法第170条第5項各号に該当するものであるか、当委員会の意見を聴きたいとする諮問が知事からありました。</p> <p>資料40ページをご覧ください。</p> <p>漁業法の遊漁規則に係る部分を抜粋したものとなります。</p> <p>漁業法第170条第3項の規定により、遊漁規則を変更するにあたっては、知事の認可が必要となります。また、同条第4項においては、認可申請があったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないものとされており、このたびの知事から諮問は、この規定に基づくものとなります。</p> <p>漁業法第170条第5項の規定では、遊漁を不当に制限するものではないこと、また遊漁料の額が、当該遊漁権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用額に比して妥当なものであること、の2点を満たすときは、知事は遊漁規則の変更を認可しなければならないこととされており、当委員会としても、この基準に基づいて適否を判断することとなります。</p> <p>なお、不当に制限するとは、水産庁の運用通知によれば、遊漁者の遊漁について、漁業権者である各漁協が一方的に制限を加えるようなものを指しています。また、漁業者・遊漁者双方に制限を加えるものであっても、組合員の漁業に対する生活依存度等を考慮した必要最小限度のものでなければならぬものとされているところです。</p> <p>続きまして、資料41ページをご覧ください。遊漁規則に関する資料となっております。</p> <p>一番下のフロー図をご覧ください。</p> <p>内水面漁協の総代会での議決された変更認可申請書は、県に提出後、内水面漁場管理委員会で審議を行い、この結果を知事に答申しますが、委員会からの答申で、遊漁を不当に制限するものではないと認められれば、漁協に対して変更認可を行う流れになっております。</p> <p>以上が手続き的なところの御説明になりますけれども、続きまして、中身の御説明に移りたいと思います。</p> <p>資料42ページをご覧ください。</p>

	<p>丹生川漁協からの変更認可申請の概要となります。</p> <p>申請内容は、あゆ漁の遊漁料に係る漁具・漁法に、ルアー釣りを追加するものです。</p> <p>なお、改める規定は、遊漁料に係る漁具・漁法の規定ですが、遊漁者が使用可能な漁具・漁法は、遊漁規則中、第3条で定められていますが、遊漁料に係る漁具・漁法の規定を引用しておりますので、今回の変更認可申請が認められますと、自動的に遊漁者が使用可能な漁具・漁法の規定についても改正され、遊漁者のあゆのルアー釣りが可能となります。</p> <p>改正理由としては、近年、あゆの釣獲方法としてルアー釣りが注目されていることから、遊漁者の新たなニーズに応えるとともに、遊漁者の拡大を図り、遊漁料収入の増加を目指すため、となっております。</p> <p>施行の期日は、令和5年4月1日からとなっております。</p> <p>資料44ページから53ページには、丹生川漁協からの認可申請書を添付しております。</p> <p>第2号議案の説明は以上となります。御審議いただきまして、御異議なければ、資料43ページの通り、知事への答申を行いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたことについて、御意見、御質問等はありませんか。</p>
島軒会長代理	<p>白川ダムの上流部で、ルアー釣りを試験的に実施したことがありますが、遊漁者からの声（好評・不評）は何かありましたでしょうか。</p>
事務局 (伊澤書記)	<p>遊漁者からの声は特に承っていません。</p>
島軒会長代理	<p>承知しました。</p>
会長	<p>ルアー釣りをあゆ釣りの入門として、そこから本格的な方法に移っていただくのも良いのではないかと思います。</p>
高橋委員	<p>ルアー釣りに関して、河川ごとに判断しなければならないと思います。</p> <p>ルアー釣り自体は、遊漁者に楽しんでいただける釣り方と考えますが、ルアーが切れて流れてしまった場合、河川で遊ぶ子どもにケガをさせる恐れがあります。イベント等では、川の浅瀬で遊ぶ子どもを沢山見かけます。あるいは、ルアーが切れて網にひっかかった場合、網漁具使用者もケガをする恐れがあります。</p> <p>河川状況によって、ルアー使用の可否を判断するべきです。</p>
会長	<p>それぞれの漁協の状況に合わせて判断するものと思います。</p>
大場委員	<p>あゆのルアー釣りについて、最上川第二漁協では、先の委員会で遊漁規則</p>

	<p>の改正を承認していただき、寒河江川の一部でルアー解禁した訳ですが、水温の問題や、そもそもあゆの魚影が薄い状況でしたが、組合員の中のあゆ釣りの達人にお願いして、ルアー釣りを試してもらったのですが、1匹も掛りませんでした。</p> <p>最上川での釣り人からは、寒河江川と同じくルアー釣りを解禁できなのかという問い合わせもあり、注目はされているのかなと考えているところです。</p>
会長	色々と試行錯誤をして、方向性が決まってくると思っています。
議長	<p>ほかに意見はありませんか。</p> <p>では採決に入っていきたいと思います。</p> <p>第2号議案について資料43ページの案の通り、答申することとしてよろしいですか。</p>
委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認め、答申案の通り答申することとします。</p> <p>なお、答申文の字句の修正等については、私に御一任願います。</p>
10 その他	
議長	<p>次第「5 その他」ですが、委員の皆様からは、何かございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは事務局や県から何かありませんか。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行に当たり、皆様からのご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
11 閉会	
事務局次長	<p>國方会長ありがとうございました。</p> <p>次回の委員会開催について申し上げます。次回は12月下旬で調整をさせていただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、第332回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。皆様大変お疲れさまでした。</p>

以上のとおり、第332回山形県内水面漁場管理委員会で審議した顛末を記し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年12月23日

会 長

委 員

委 員